

RIKKEN
MINSHU

号外

2021.7

参議院比例第7総支部版

立憲民主党 立憲民主編集部

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-12-4

ふじビル3F

Tel. 03-6811-2301

Fax. 03-6811-2302

つながって
ささえあう社会へCP
The Constitutional
Democratic
Party of Japan立憲民主
RIKKEN MINSHU

第204回通常国会特集号

今年1月以降も、新型コロナウイルス感染症や、各地で頻発する自然災害等により、多くの尊い命が失われています。お亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆さまにお見舞いを申し上げます。

さて、今年の第204回通常国会(1月18日～6月16日)では、新型コロナウイルス感染症(Covid-19)対策が中心の課題でしたが、その他にも、令和二年度第三次補正予算や令和三年度本予算、デジタル改革関連法案、一部後期高齢者の医療費窓口負担2割化法案、私権制限規定を含んだ重要土地規制法案などの審議が行われました。私たち立憲民主党は、その都度、具体的な対案や修正案を出して建設的な国会議論をリードし、賛成すべきは賛成し、反対すべきは論陣を張った上で反対したことをまづご報告しておきます。

ただ、残念ながら、国会が本来の役割を果たし得たとは到底言い切れません。通常国会の最終盤、私たちは、新型コロナの感染状況に鑑み、3ヶ月の会期延長を政府・与党に要求しました。ところが菅政権は、あろうことか国民の声を無視して国会を閉会し、その後の臨時国会の開会要求にも一向に応じないため、私たちは7月16日、憲法53条に基づく国会開会の要求書を提出しました。しかし菅政権は、政府に課せられた憲法上の国会召集義務さえ果たそうとしていないのです。

現在、新型コロナの第5波が猛威を振るい、東京を中心に過去最悪の感染者数を記録し、観光業や飲



参議院本会議「健康保険法等改正案」代表質問(5月19日)

食業などを中心に影響は更に深刻化しています。私たちは一貫して、経済回復を急ぐあまり拙速に感染対策を緩めるべきではないと、強く訴えてきました。しかし菅政権は、十分な休業補償や減収補填をしないまま、緊急事態宣言の遅すぎる発令と早すぎる解除、不十分な移動・接触抑制、完全に遅きに失した海外からの渡航制限など、失政を繰り返してきました。その結果が、累次の感染拡大の波なのではないでしょうか。これは明らかに人災であり、もはや政権を変えなければ、国民の命と暮らしは守れません。

今、政治に求められているのは、コロナ禍であらためて浮き彫りになった日本社会や経済の脆弱性の克服をめざし、貧困や格差、差別や偏見、排除や孤立、明日への不安のない、誰もが安心して暮らせる社会の実現です。具体的には、非正規雇用問題の抜本解決を中心とする雇用改革と、すべての世代の安心を確保するための社会保障改革、それらを持続的に支えるための公正・公平な税制改革を断行していくことが必要です。

きたる解散総選挙、私たちは、新自由主義的経済政策からの決別と、普通の国民から豊かになり、安心を確保できる支え合いの経済政策への転換を実現すべく戦っていきます。引き続きの皆さまのご指導・ご鞭撻をどうか宜しくお願いします！

2021年7月吉日

立憲民主党 参議院比例第7総支部長
参議院議員 石橋みちひろ

石橋みちひろ プロフィール



■1965年7月1日、島根県安来市生まれ。松江市育ち。

■学歴

1988年 中央大学法学部法律学科卒業

1991年 米国アラバマ大学大学院修了(政治学修士号取得)

■職歴・議員歴

1992年～全電通(現NTT労組)中央本部勤務

2001年～国際労働機関(ILO)勤務(イタリア、フィリピン勤務)

2009年～情報労連・NTT労組 特別中央執行委員

2010年～参議院議員(比例全国区選出。現在2期目)

■主な役職等

立憲民主党 政務調査会筆頭副会長(兼 参議院政策審議会会長代理) / 厚生労働部会副会長 / 外国人受け入れ制度PT座長 / 島根県連代表代行 / 中国ブロック常任幹事 / 参議院厚生労働委員会(筆頭理事) / 行政監視委員会委員 / 沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員 / ILO活動推進議連事務局長 / 教育ICT利活用促進議連事務局長 / 非正規雇用対策議連事務局長 / 沖縄等米軍基地問題議員懇談会事務局長 / 他

「ILO第105号条約批准促進法案」が成立！

私が事務局長を務める超党派「ILO活動推進議員連盟」の長年の取り組みが、第204回通常国会で結実しました。ILOの中核8条約（資料①）のうち、日本が未批准となっている2本中の1本、第105号条約（強制労働廃止条約）を批准するための議員立法（資料②）が、衆参両院で可決・成立したのです。

ILO第105号条約は、1957年にILO総会で採択されて以降、今日では、ILO加盟187ヶ国のうち、実に94%の176ヶ国が批准しながら、創設時の原加盟国であり、先進国としても模範を示すべき日本がいまだに未批准に甘んじるという状況が、長年にわたって生じています。

ILO議連でも、この間、なんとかして批准を進めたいと、色々知恵を絞って対応を検討してきたのですが、昨年末頃に、これまで批准の障壁となってきた、公務員の政治活動等に対する懲役刑を禁固刑に変更することで障壁を取り除くという妙案が生まれてきたのです。

皆さんの中には、「そんな簡単なことが、なぜこれまで実現できなかったの？」と不思議に思う人もいるかもしれませんが、しかし、この案を自民党が受け入れたこと自体、私には物凄い驚きでした。自民党内ではこの案でさえ認めない議員が多いだろうと思っていたのです。それが認められた背景には、未批准の中核二条約の批准を進めて行くべきだという、EUなど国際社会からのプレッシャーが、政府・与党にかかっていたのではないかと思います。

法案策定のプロセスは、慎重かつ丁寧に進めました。議連内に「批准促進チーム」を設置して、精力的に会合を開催

（資料①）

ILO中核8条約

結社の自由及び 団体交渉権	強制労働の禁止
87号条約 (157国批准) 結社の自由・団体交渉権の保護条約 98号条約 (168国批准) 団体交渉権の原則条約	29号条約 (179国批准) 強制労働に関する条約 105号条約 <未批准> (176国批准) 強制労働の廃止に関する条約
雇用及び職業における 差別の排除	児童労働の廃絶
100号条約 (173国批准) 同一価値労働についての 男女間の同一報酬条約 111号条約 <未批准> (175国批准) 雇用及び職業についての 差別待遇の禁止条約	138号条約 (173国批准) 就業の最低年齢に関する条約 182号条約 (187国批准) 最悪の形態の児童労働の 禁止と即時撤廃条約

議員立法成立までの歩み（いずれも2021年）

2月 10日	ILO議連第1回インナー会議	5月 11日	ILO議連 2021年度第2回総会 批准促進チームからの報告と確認
2月 18日	ILO議連2021年度第1回総会（※議連内に批准促進チームの設置を決定）	5月 12日	「ILO議連」・「日EU議連」合同役員会 法律（案）の確認 ↓ 各党・各会派で法律（案）の了承手続き
3月 23日	第1回批准促進チーム会議 メンバー確認、課題確認	5月 31日	国会提出
4月 6日	第2回批准促進チーム会議 公務労協からのヒアリング	6月 2日	衆議院厚生労働委員会審議・採決
4月 9日	第3回批准促進チーム会議 国公労連からのヒアリング	6月 3日	衆議院本会議採決
4月 15日	第4回批准促進チーム会議 法律案要綱（案）に関する協議	6月 8日	参議院厚生労働委員会審議・採決
4月 28日	第5回批准促進チーム会議 法律案要綱（案）のとりまとめ	6月 9日	参議院本会議採決 法案の成立

し、その過程では、公務労働に関わる当事者の労働組合（連合系及び全労連系）からのヒアリングも行いました。結果的に、共産党は法案には賛成はできませんでしたが、法案の成立自体には協力するという形を、議連として整えることができたのです。

この法案が成立したことで、今後は、外務省が中心となって関係省庁と協力を行い、第105号条約の批准の手続きが行われることが確実にになりました。その意味で、私にとってこの法案の成立はまさに感無量で、あらためてこれまでご支援・ご協力をいただいた全ての関係者皆様に御礼を申し上げたいと思います。

残る未批准の中核条約は、いよいよ第111号条約のみとなります。引き続き、ILO議連において、批准に向けて全力を尽くして参ります。

（資料②）

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための 関係法律の整備に関する法律案 概要

立法の背景

- ✓ 国際労働機関（ILO）において、強制労働の廃止に関する条約は基本条約との位置付け

強制労働の廃止に関する条約（第105号）とは…

- ① 国際労働機関（ILO）が1957年に採択した条約
- ② 特定類型の強制労働の廃止を批准国に義務付け
- ③ ILO加盟の187ヶ国のうち176ヶ国が批准済

- ✓ 国際的な経済活動の円滑化にも不可欠

- ① 我が国が締結済みの経済連携協定において、基本条約の批准を追求するための努力を払う旨の規定が設けられている

（例：日EU経済連携協定第16・3条3「各締結国は、自己の発意により、批准することが適当と認める基本的なILOの条約及び他のILOの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払う。」）

- ② 近年拡大しているESG投資（財務情報だけでなく、企業の環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）に関する取組も考慮した投資）では、ILO基本条約といった国際的規範に基づく選別が行われており、日本企業が国内外の投資を呼び込むうえでも重要性が増している

日本は同条約を
批准していない

（理由）一部の懲役刑が条約の「強制労働」に該当する可能性あり

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための法律の整備が急務

概要

- ⇒ 強制労働の廃止に関する条約の締結のため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある**次の懲役刑を禁固刑に改正**

- ① 政治的行為の禁止に違反する行為に係る罰則としての懲役刑
（国家公務員法 110 条 1 項 19 号等）
- ② 業務を行わないことに対する罰則その他の労働規律の手段としての懲役刑
（船員法 128 条 4 号等）
- ③ 争議行為のあり等に係る罰則としての懲役刑
（国家公務員法 110 条 1 項 17 号等）

施行期日

この法律は、公布日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。



第5回批准促進チーム会議
前列右から石橋、川崎二郎議連会長、
馳浩チーム座長（2021年4月28日）

GIGAスクール構想の進捗確認と課題を議論！

石橋議員が初当選の頃から検討・推進を続けてきた学校教育における情報通信（ICT）の利活用促進については、2019年に石橋議員が事務局長を務める超党派の「教育における情報通信（ICT）の利活用促進をめざす議員連盟（以下、議連）」が中心となって成立させた「学校教育の情報化の推進に関する法律案」が起爆剤となり、その後、政府が打ち出した「GIGAスクール構想【資料①】」によって大きな展開が図られてきました。そしてそのGIGAスクール構想が、いよいよ4月の新学期から本格的な稼働が始まりました。これを受けて、議連も第204回通常国会中に3回の総会を開催し、進捗状況の確認や、これまでの取り組みで明らかになった課題のチェックと対応策の協議を行いました。今号では、以下、大きく3点について報告します。

まず、小中学校での一人一台端末の確保やネットワーク整備など、ハード面の整備はまずまず順調に進んでいます。2020年度末の調査結果では、全国1,812自治体のうち、1,748(96.5%)の自治体には2020年度内に納品が完了する見込みです。ただ、残念ながら、多くの自治体や学校で実際の利活用がまだ出来ておらず、機器が届いてもまだ使われていない状態にあるケースがそれなりにあることも明らかになっています。今後は、各自治体の教育委員会にGIGAスクールの専門家を配置し、学校にはGIGAスクール・サポーターやICT支援員などを確実に配置していくなど、教育委員会が軸となって各学校の現場の支援を行っていく対応が必要です。

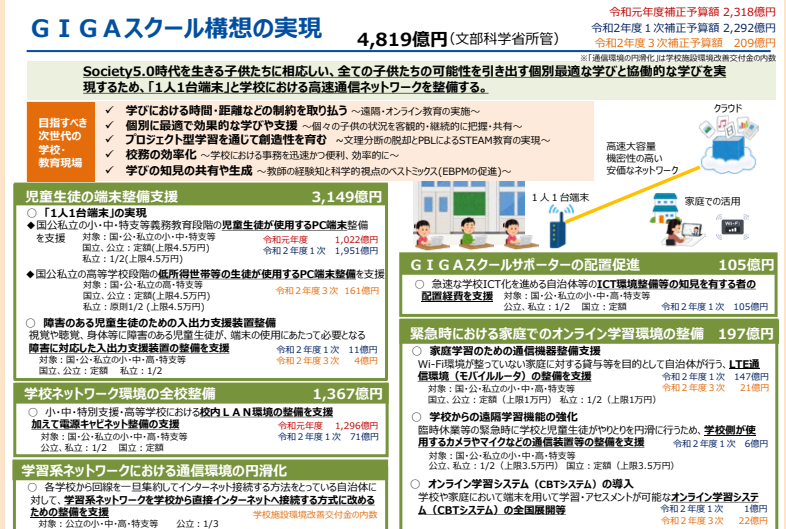
2点目は、我々が再三にわたって文科省に改定を要求してきた『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』の改定です【資料②】。これは、1人1台端末環境やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するGIGAスクール構想に必須の新たなセキュリティ対策のためのガイドラインなのですが、これがなかなか改訂されず、GIGAスクール構想の実践の阻害要因となっていたんです。今回、ガイドラインが改定されたことで、GIGAスクール構想が加速していくことを期待しています。

最後に、GIGAスクール時代に相応しい学校教育予算編成の考え方についても、検討していかなければなりません。これまで、二度にわたる補正予算で多額の予算を確保して、導入を急ピッチ

で進めてきました。しかし、今後は、GIGAスクールが当たり前環境になっていくわけですから、当然、通常の学校教育予算の中でGIGAのランニングコストや補充・更新のための費用なども考えていかなければなりません。そうしないと、自治体では持続可能な形でGIGAスクールの維持が出来ないからです。議連としても、文科省に対し、毎年の当初予算の編成のあり方をGIGAスクール仕様に変更し、予算要求と確保ができるようにしていくことを要請しています。

今後も、子どもたちの学びをしっかりと応援していくためのGIGAスクール構想の実践に向けて、しっかりと活動展開していきます！

【資料①】



【資料②】

教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの第2回改訂について

改訂の経緯

【平成29年10月】

➢ 各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とするものとして、『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を策定。

【令和元年12月 / 第1回改訂】

➢ その後、GIGAスクール構想における「1人1台端末」及び「高速大容量の通信環境」を一体とした学校のICT環境整備の推進を受けて、教育情報セキュリティポリシーガイドラインについて改訂（1回目）を実施。

【令和3年5月 / 第2回改訂】

➢ 更に、令和2年に入り、コロナ禍においても子供たちの学びを保障する観点から、当初4年間で整備する予定であった計画を1年間に前倒して、1人1台端末環境の整備を加速させてきたこと。

➢ これらの急速な学校ICT環境整備の推進を踏まえ、1人1台端末を活用するために必要な新たなセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため、**ハンドブックの改訂を含め、更なる改訂（2回目）を実施。**

※ハンドブックのURL：https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_joga02-000011648_002.pdf

今回の改訂ポイント

1. 端末整備推進に伴う新たなセキュリティ対策の充実

➡ 1人1台の学習者用端末における学校内外での日常的な端末の活用や、クラウドサービス活用に向けたID管理などのセキュリティ対策の記述を充実

2. 教育情報ネットワークの在り方を明確化

➡ クラウドサービス活用に伴うセキュリティ対策を実現するため、過渡期としてのローカルブレイクアウト構成や、今後目指すべき校務系/学習系のネットワーク分離を必要としない構成の在り方を明確化

Youtubeチャンネル みちひろばオンラインで情報発信強化！



第204回通常国会から、私のyoutubeチャンネル「みちひろばオンライン」で、国会トピックスや、本会議・委員会質問時の振り返り、議連の取り組み状況など、タイムリーな情報発信を強化しました。

今後も、分かりやすくお伝えできるよう、また楽しんでいただける様な企画も検討していきます。ご要望あれば、お聞かせください。みなさま、是非ご覧ください。チャンネル登録もお待ちしております*



3回の「総理入り質疑」を含む17回の国会質問と ミャンマー関連の本会議決議の提案を行いました!



「総理入り質疑」の概要

①1月27日 予算委員会「第三次補正予算に対する総括質疑」

通常国会では、令和3年度本予算案の審議に先駆け、令和2年度第三次補正予算案の審議が行われ、今年初となる質問に立ちました!

実はかねてから、予算委員会で菅総理と対峙する機会があれば、総理の政治姿勢を質してみたいと思っており、「政治は誰のためにあるのですか?」、「政治は弱い立場におかれている国民のためにこそあるのでは?」と畳みかけ、総理から、ネット上で話題になった「最後は生活保護」という答弁が飛び出すことになりました。これにより、「自助」を前面に出す菅総理の政治姿勢が浮き彫りにできたものと思います。なお、今回の質問で取り上げた「休業支援金/給付金の申請期限の延長」については、直後に2ヶ月間の延長が決定しています。



②3月19日 予算委員会「本予算に対する集中審議」

次に、本予算案に関する集中審議で57分間の質問を行いました。冒頭、菅総理に対し、新規感染者数がリバウンドして増加している中で、1都3県に対する緊急事態宣言を解除した判断の妥当性を問いましたが、菅総理からは明確な答弁がありませんでした。

続いて、コロナワクチンの供給計画と、自治体の接種体制等について、担当大臣への質問を行った後、再び菅総理に対し、コロナにより生活困窮状態に陥っている非正規雇用労働者対策について、パネルを用いて質問を行いました。最後に、東京電力柏崎刈羽原発問題と、ミャンマー国軍による軍事クーデターについての質問を行いました。



③5月19日 参議院本会議代表質問「健康保険法等改正案」

通常国会の重要広範議案「健康保険法等改正案」に関し、会派を代表して私が登壇し、菅総理と田村厚労大臣に質問を行いました。

本法案の最大の問題は、一定以上の収入(単身200万円以上、夫婦320万円以上の方)のある75歳以上後期高齢者について、医療費の窓口負担を2割化(2倍化)することです。

現在、現役世代の後期高齢者医療費に対する負担が過重となっており、この軽減対策は喫緊の課題です。しかし、その財源は、病気になった方の窓口負担増に求めるのではなく、一部の富裕な高齢者の保険料負担の引き上げに加え、国庫負担を引き上げることで支え合い・助け合いを強化していくべきだと考え、法案に反対の立場で質問を行いました。

ミャンマー関連の決議の成立

私が事務局長を務めている超党派「ミャンマーの民主化を支援する議員連盟」が中心となって準備を行ってきた決議案が、6月11日の参議院本会議で、全会一致の賛成で可決されました!(ちなみに、本会議で登壇して案文を朗読し、発議したのは私です。)

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議

我が国は、ミャンマーにとつての最大の支援国として、同国の民主化プロセスを後押ししてきた。本年二月一日に発生したミャンマー国軍によるクーデターは、民主化への努力と期待を踏みにじるものであり、クーデターを引き起こした国軍による現体制の正当性は全く認められない。クーデター以降、ミャンマーでは、国際社会の度重なる呼び掛けにもかかわらず、国軍や警察による民間人に対する暴力が継続し、多数の死傷者及び拘束者が発生していることは断じて受け入れ難い。

本院は、こうした状況を強く非難し、自らの自由と人権、民主主義を取り戻すために声を上げ行動を続けているミャンマー国民と共にあることを表明するとともに、ミャンマー国軍指導部に対し、民間人への残虐行為の即時停止、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を始めとする不当に拘束された国内外の人々の即時解放、人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復を強く求める。

政府においては、本院の意を体し、国際社会とも連携し、あらゆる外交資源を駆使して、これらの事項の速やかな実現に全力を尽くすとともに、被害を受けた少数民族や避難民に対する緊急支援の提供、ミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むことを強く要請する。

右決議する。



石橋みちひろの情報発信

「石橋みちひろ」

公式 Web サイト
・「石橋みちひろ」で検索
・下記 URL か右端 QR コードを入力する
<http://www.i484.jp/>



f「石橋みちひろ 政治家」

Facebook ページ
・下記 URL か右端 QR コードを入力する
<https://www.facebook.com/i.michihiro>
・「石橋みちひろ 政治家」の Facebook 画面になったら「いいね!」をクリックする。

